

第二十四回国 参議院内閣委員会會議録第五十六号

昭和三十一年五月三十日(水曜日)午前
十時五十五分開会

委員の異動
本日委員千葉信君辞任につき、その補
欠として村尾重雄君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君

理事 野本 品吉君
宮田 重文君
江田 三郎君
島村 軍次君

委員

井上 清一君
小幡 治和君
木島 虎藏君
木村篤太郎君
西郷吉之助君
佐藤清一郎君
菊川 孝夫君
田畑 金光君
松浦 清一君
村尾 重雄君
吉田 法晴君
豊田 雅孝君
廣瀬 久忠君
堀 眞孝君

國務大臣

船田 中君

政府委員

永山 忠則君
増原 惠吉君

防衛庁次官

門叶 宗雄君

防衛庁長官

宗雄君

防衛庁防衛局長 林 一夫君

防衛庁教育局長 都村新次郎君

防衛庁人事局長 加藤 陽三君

防衛庁経理局長 北島 武雄君

防衛庁装備局長 小山 雄二君

通商産業 川野 芳満君

政務次官 岩武 照彦君

通商産業大 岩武 照彦君

臣官房長 井上 尙一君

特許庁長官 井上 尙一君

事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選

○国防会議の構成等に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○通商産業省設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会開会の件

○委員長(青木一男君) これより委員

会を開きます。

千葉信君より理事の辞任願いが出て

おります。これを許可するに御異議ご

さいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと

認めます。

つきましては理事が一名欠員となり

ましたので、補欠の選任を行いたいと

存じますが、成規の手続を省略して、

その指名を便宜委員長に御一任願うこ

とに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと

認めます。それでは私より理事に江田

三郎君を指名いたします。(拍手)

○委員長(青木一男君) 国防会議の構

成等に関する法律案の討論に入りま

す。御意見のある方は賛否を明らかに

してお述べを願います。

○松浦清一君 私は日本社会党を代表

して、本案に対して反対の討論を行

います。

この法案は御承知の通り、昨年の第

二十二回特別国会に内閣側から提案を

されまして、衆議院の与党諸君によ

って修正をされ、原案では内閣総理大

臣を議長として内閣法第九条の規定に

りあらかじめ指定された國務大臣、す

なわち副総理、外務大臣、大蔵大臣、

防衛長官、経済企画庁長官、識見の高

い練達者のうちから内閣が両議院の

同意を得て任命する者五人以内とあり

ましたものを、この閣僚以外のいわ

ゆる識見の高い練達者のうちから五人

以内という議員を民間から入れる条

とそれに関連する条を削除して、会

期最後の日に、すなわち七月三十日に

本委員会に対する修正者側の説明を聞

いたのであります。この修正案は七月

二十七日衆議院において議決をされ

たのであります。二十九日からよく本

委員会における審議が始められたので

あります。三日には国会は終了したので

あります。審議を尽くすべきを尽さるま

まで、ついに廃案となった、そのま

まの法案が再び今国会に提案されたとい

うことであります。

法案の内容はすでに御承知の通り、

防衛庁設置法の第三章の規定に基

いて、国防の基本方針、防衛計画の大

綱、防衛計画に關連する産業等の調整

計画の大綱、防衛出動の可否等につ

いて協議をして、その計画を策定する機

関であります。しかも防衛庁設置法第

四十二条第二項においては、これが内

閣総理大臣の単なる諮問機関ではなく

て、「内閣総理大臣は、左の事項につ

いては、国防会議にはからなければな

らない」、こうありますから、この

五つの国防に關する方針を諮るべきこ

とが義務づけられておる會議であり

ます。その「はからなければならぬ」義

務を負うた内閣総理大臣が、国防會議

の議長たる内閣総理大臣に諮らなけ

ばならぬのでありますから、何とか答

えを出さなければならぬことは申すま

でもないのであります。かくてわが国

防衛の大計は、防衛に關係のある産業

まで支配する大きな権力をもって、こ

の會議は存在することとなるのであり

ます。かつての吉田内閣以来の保守政

権によつて計画をされてきたわが国の

防衛体制は、日米安全保障条約に基

いて、わが国の防衛力を漸増し、それ

につれて、アメリカの駐留軍を漸減して

いくという方向をとっていることはす

で政府自身の説明によつて明らかであ

ります。すなわち昭和二十五年、七

万五千で出発をいたしましたわが国の警

察予備隊は、その後十一万に増強され

て保安隊となり、さらにこれが十三万

となつて自衛隊にかわり、さらにまた

二十九年には十六万四千となり、また

昨三十三年度におきましては十九万五千

となり、三十一年度においては二十一

万に増強をされました、陸の自衛隊、

海の自衛隊、空の自衛隊といふいわ

ゆる三軍均衡の軍備体制は、いよいよ強

く確立されようといはしておるのであ

ります。このように毎年増強される軍

備に対して、毎国会において論議の焦

点となつたことは、要約をいたします

ると、第一にはこのよう軍備は憲法

違反ではないのか、第二にはこのよう

な軍備はわが国の自主的なものではな

くて、アメリカの強要によるものでは

ないのか、第三にはわが国の経済力が

この漸増方針にたえ得るかどうかとい

うこと、第四には政府側の繰り返して

説明される平和のためということは、

かえつて平和を乱す結果となりはし

ないかというものであつたのであり

ます。私どもが繰り返し、繰り返し反対

いたしました理由は、大体この

四点に集約されることは記録に明らか

であります。ところが私どもこの反

対にもかかわらず、委員会の審議を通

して政府は国民総所得の二多強を軍備

費にあて、しかもこれが際限もなく拡

大強化されることを明らかにしたので

あります。新聞の報ずるところによ

りますと三十二年度における具体的な増

強計画もすでに決定を見ておるとのこ

とであります。すなわちその計画内容

は、三十三年度から始まつた防衛六

年計画の第三年目の業務計画と表現を

して、陸上自衛隊においては制服隊員

一万人、事務職員においては一千人、

ていると思うのであります。しかしながら日本の国の実情は、前にも申し上げましたような事情にあるのでありますから、モスコに行つた河野農林大臣がどのような腹芸をしたか知らない、早急に日ソ交渉を再開して、まずソ連との平和を求め、それを契機として中共との平和のための交渉を求め、この二つの対立した安全保障条約をきまはぐして、日米中ソ一本の平和条約、安全保障の条約締結にまで押し進めるための最善の外交努力を払うべきであります。現在の鳩山内閣にはその方向への強靱な理想がないのであります。この理想を実現するために努力を払うといふことは万人反対するものはないのであります。現在のアメリカ隷屬軍の増強は、およそこの理想実現への道とは反対の方向をたどりつつあるものであります。従つて私は世界に平和を求め、国民生活の安定を求めるがゆゑに、この法案に反対するのであります。

第五には、現在世界で国防会議類似の機関を持つてゐる国は、アメリカ、イギリス、フランス、イタリアを除いてほかにないものであります。イギリスの国防委員会は本案と性格が類似して、内閣総理大臣の単なる諮問機関に過ぎない。アメリカの国家安全保障会議は、大統領の行つた国家安全保障に関する重要施策の決定は、この審議結果に基いていふと行われてゐるほど大きな権限をこの会議に持たしてゐるようであり、軍備のない理想世界が実現することが世界の人類にとって最も仕合せな世界であることは寸毫も疑いを入れないところであります。し

かし現在の世界情勢のもとにおいて、たとひそれが許容のできないものであつたといつても、みずからの経済力によつてあつたような大軍を維持できる国は、その国防の大綱や基本方針あるいは出動の可否等を打ち立てておける日本の軍隊、そしてたといそれがわれわれの求めざるものであつたといつても、現在わが国の軍隊は韓国にも及ばない、北鮮にも及ばない、台湾にも及ばない、インドシナ、ヴェトナム、パキスタン、イラク、トルコ並みの軍隊のために、アメリカやイギリス並みの国防会議は絶対に必要がないと思つてゐるものであります。現在の統合幕僚会議で本案の目的とする国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に關連する産業等の調整計画の案を作成して、これを内閣総理大臣に報告をして、内閣総理大臣はこれを国会の承認を求めて実行すればいいと思つてゐるものであります。また、この法案の目的の一つである防衛出動の可否については、海外出動はしないとの言明もあり、その他の出動については、内閣総理大臣は当然国会の承認を要することになつておるのでありますからこれは問題はないはずであります。

第六の理由として私の強調いたしましたことは、鳩山総理も船田防衛長官もまた前橋経済企画庁の長官も国防会議を作つて、ここで防衛の大綱等をきめ、日本の経済力に対応して増大する国民の総所得の二多強を軍備に充てていくといふことをしばしば申されてきたこと、前にも申し上げた通りであります。果してわが国の経済的実情が、国民生活の実態がいわゆる軍備に充てる余力をもつてゐるでございませうか。私はこの辺のところはなかなか納得ができませんのであります。昨年二月、衆議院の総選挙に際し、自由党の公約は四十二万戸の住宅を立てるといふことであります。社会保障制度の拡充強化をはかつて、自主独立の外交をやるといふことが主要な政策であつたことは御承知の通りであります。ところが、最近労働省の発表によりますると、本年三月末におけるわが国の完全失業者は百六万に達して、これは戦後最高のものであるといふのであります。経済自立五年計画のいう完全雇用とは、その出発点において早くも大きな離れを来たしてゐるのであります。そのほか、半失業状態にあるもの等を含めると、わが国の実情は完全に就労のできない者が七、八百万人くらいに達してゐるのではないかと判断されるのであります。完全に就労してゐない、今日の働くも賃金と物価との関係は決して案ではないのであります。いわんや失業無収入で生活してゐるもの悲愴を思ふべきであります。さらに住宅の関係につきましても、最近建設省の発表によりますと二百七十万戸の住宅が不足してゐると伝えておるのであります。さらに社会保障の点につきましても母子寮の不足、託児所の不足、養老施設の不足は申すまでもなく、生活保護の不徹底、戦争終つて十一年になるのにまだ戦争未亡人に対してさえその施策はきわめて不十分であることは御承知の通りであります。今、時を同じくして本院の社会労働委員会に提案審議されております

る健康保険の改悪案を見ればわかります通り、この健康保険制度は昭和二十年実施以来今日に至りますまで約三十年労働者の疾病、負傷等における医療生活の保障を行つた制度として今やわが国の社会保障制度の一大支柱をなす制度であることは申し上げるまでもないのであります。ところがこの健康保険が昭和二十八年給付額が保険収入を上回るようになって、保険料率をきわめて困難な事情になつたと称して三十年度の予算では保険料率を千分の五を引き上げて二十五億円の増収を行つたことを決定したのであります。それだけ労働者たる被保険者の負担が加重させられたわけであり、これに対して私どもは医療費の二割を国家において負担して被保険者の負担増を起さないことを政府に対してしばしば提言して参りましたが、社会保障制度の拡充強化を公約した政府は、三十一年度においてまたまた療養費の一部を被保険者に負担せしめることにより二十三億円の制度の改悪をはかりたいとしておるのであります。すなわち被保険者の負担増を計画いたしておるのであります。衆議院の修正案にしてもなお十七億八千万円の被保険者の負担増は免れないのであります。さらに労働者の直接生活の悪条件もさることながら、軍事實業等の削減となつて、たび重なる災害に、あるいは風水害のために倒壊した校舎は旧に復せず、切れた堤防は今なお砂袋を積み重ねたまま放任をされて、流れた橋は木の仮橋のままに捨て去られておる現状であります。私が兵庫県の加西郡のある村に参りましたところが、その村の村長が陳情がある

という話であります。何の話かと思つて聞いてみましたところが、昭和二十五年の水害の際に、その村を貫流しておる川の堤防が切れて、これを修復するために国庫補助を申請をしたというのであります。この修復費用は六十万円、きわめてわずかであります。よろしい、それは引き受けてやるから直さないといふ話であつたので、貧乏なこの村には金がございませんので、農協から日歩四銭の金を借りて、この堤防を修復した、ところが六年経つた今日に至るもびた一銭も政府は金をくれないのだ、一体どうしたのであらうかといふ話であります。これは単なる一例にすぎません。全国の各村々に、この災害のために、その修復がいまだにできないで、非常に困つておるところが実に多いのであります。国の経済に余力があるから、軍備の拡充ができるのだ、先般防衛庁の方から出された資料によつてもわかります通り、日本を取り巻いてゐるアジア關係の諸国の軍備の実情を見ましても、日本がこれから飲まず食わずで二十年やつても、追つつかない強大な軍備を持つておけることは、防衛庁自身がよく御承知の通りであります。かくのごとく国土の荒廢はそのままに捨ておかれ、忘れられて、そのままの状態に防衛力と称して兵隊の数は少くぐらふやしたつて、日本の国の戦力、防衛力は増強されないのであります。国民の生活が何の不安のないままに安定をして、荒廢された国土が復興して、経済は自立安定をして、その総合的な力が充実することが、すなわち日本の国の絶対的自衛力が強まるべきであります。わが国の実情は自衛隊の

増強よりも、さらに緊急になさねばならぬことが多くあります。従って私は国力と国民生活の実態を無視して、軍備の増強が計画されていこうとする、この国防会議の構成等に關する法律案に対して反対をするのであります。(拍手)

○島村重次君 私は緑風会を代表いたしました防衛庁設置法の四十二条にすでに明らかに明記されておるところであります。前国会におきましても、慎重審議され、すでにその全貌は明らかになっておたのであります。さらに今国会におきましても、政府の提案以来きわめて慎重に本委員会において審議、討議されましたことは、従来多分の問題点の多いと称せられた国防會議法案も、現在のわが国の自衛体制強化の点から考えまして、あらゆる角度からその内容が明らかになつて参つたのであります。

問題の主要な点は、先ほど松浦委員のお話にありましたように、すでに法律できめられた国防會議のその構成の問題であります。すなわち国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に關する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等につきまして国防會議に諮問する、内閣総理大臣がこれに諮問する、こういう内容であります。もちろんこの国防會議は、すなわちわが国の自衛体制強化のその肉づけをする重要な今後の、将来計画に關する大会議でなければならぬのであります。従いまして本法律案の提案の過程において明

らかにになりましたように、民主主義のわが国におきましては、どうしても単に内閣だけでなくして、民間人をこれに加えるということの必要性のあることは、内閣総理大臣並びに防衛庁長官をこれを認められるところでありま

らかになりましたように、民主主義のわが国におきましては、どうしても単に内閣だけでなくして、民間人をこれに加えるということの必要性のあることは、内閣総理大臣並びに防衛庁長官をこれを認められるところでありま

す。ただ審議の過程におきまして、今国会に提案されました議案が、民間人を排除して内閣の内部においてその構成員が作られているということに對しては、われわれは少くとも遺憾の意を表したいのであります。将来わが国の国力に應じ自衛体制強化の際におきましては、さらに進んでこれらの点に關して十分な配慮を望みたいことが第一点であります。

しかして現在の内閣法におきましては、いわゆる総理大臣の権限があまりにも強くして、憲法調査会の論議の際にも、あるいは自衛隊法の改正の法律案の審議の際にも、これらの諸点が相当強く論議の対象になりましたことも皆さんの御承知の通りであります。その権力の強い総理大臣が議長となり、しかして各省大臣、特に關係のある大臣がこれに加わるというところは、いわゆるその国力に應じた国防力の強化の点から当然でありまして、これをいかにわが国の国民の経済、国民の生活にマッチせしめるかということが、すなわち国防會議の主眼点すなわち目的、目標でなければならぬと思つてあります。

さような点から考えますと、いふ段申し上げましたように、もつと広く民間の意見を聞くの体制が必要であるのであります。われわれは審議の過程においていわゆる防衛庁の試案五カ年計画を承わり、かつまた世界の経済情勢あるいは今日の外交情勢あるいは

さらに世界の外交關係等をつぶさに検討を加えますと、その全貌は一日と変りつつあるものであります。われわれは自衛体制の強化のために、この世界の趨勢、特に世界の産業とわが国の国民生活との関連をいかに調整していくかということに對しては深く考慮を要するものと認めざるを得ないのであります。国防會議の設立されるに當りましては、これらの諸点が關して十分な配慮を望みたいことが第二点であります。

さらに戦前のいわゆる陸海空軍の考え方が、ややもすると現在の国民の間にはいかに将来の自衛体制があるべきかということに對して多大の不安があることも、これは事実であります。従つて十分国民の間に納得せしむるの措置が必要であるのであります。従つて国防會議に論議される事項は、すみやかにそのつど十分に国民の納得するやうな公開をして、そうして国民を納得せしめた上でわが国の自衛体制の強化をはかる必要があるものであります。従いまして従来のいふ秘密主義あるいは軍の機密というやうな点に隠れて、そうして疑心暗鬼を生ぜしめるがごときことは厳に慎まねばならぬと思つてあります。(その通り)

と稱ぶるあり) すなわちわれわれは今後政治優先のこの原則をどこまでも貫いて、内部の国防會議の論議されましたこと、決定されましたこと、これはすみやかに国民の前に公開し、しこうしてその国民の協力を得てわが国の自衛体制が今後スムーズに強化されることを望んでやまないものであります。以上の希望の諸点を申し上げました。私は本案に賛成をするゆえんであります。(拍手)

○堀真琴君 私はただいま議題となつております国防會議の構成等に關する法律案に對しまして反対をいたすものであります。その第一点は、本法律案は憲法違反の法律案ということであるのであります。(その通り)と稱ぶるあり) この法律案が防衛庁設置法の第四十二条に基いて提案されたことは提案理由の説明によつて明らかであります。しかしながら防衛庁設置法、自衛隊法、いづれも憲法違反の立法であることは、今日の法律が立案せられた当時から、国会においてもまた国会外においても論議されたところでありまして、もはや今日、自衛隊法、防衛庁設置法が憲法違反であるということについては一致した見解が行われておると思つてあります。

(「ノーノー」と稱ぶるあり) 政府もその点に關しましては疑義を持つものと思像されます。なぜならば、吉田内閣當時において戦力を持たない軍隊という解釈で自衛隊法を立案いたしましたのであります。自衛隊法は内閣に相応した自衛体制を整備しなければならぬという場合に、憲法上拡張解釈をとつて参つたのであります。しかし自衛隊の整備、あるいは防衛庁の設置、それらの諸問題は世間においても憲法上疑義があるもので、従つて鳩山内閣としては憲法改正を行い、いわば日陰の軍隊を目的とする立派な軍隊にしたいというのが鳩山首相のこれまでしばしば述べてこられたところでありました。つまり鳩山内閣自身が自衛隊法なり、防衛庁設置法なりに對して憲法違反の疑義を持つておるといふことの証拠だと言わなければなりません。従つて防衛庁設置法

の第四十二条に基く本法律案は、防衛庁設置法とともに憲法違反の立法であると言わなければならぬのであります。なお、政府が今日まで自衛体制の整備の名前において参りまして、その経過をたどつて参りますと、最初に警察予備隊として七万五千の自衛力を設け、ついで十一万人、さらに今日の、初期の七万五千に約三倍の兵力を持つに至りましたが、それらの過程を通して一々憲法違反の事実を積み重ね、實際上には憲法改正をしたと同じ効果を果たしめようとするものが十分に看取されるのであります。その意味から申しまして、私はこの本法律案は憲法違反の法案であるということを一に指摘しなければならぬのであります。

第二には、国防會議の任務並びに性格に關連しての問題であります。国防會議の任務につきましては、防衛庁設置法の四十二条の第二項に規定してあります。諮問機關としてこれらの第二項にあげられた諸問題について、これを審議し、内閣にこれを提出するといふほかに、さらに第三項には、国防會議は、国防に關する重要事項に對してその意見を述べることができ、こゝに規定になっておられます。この国防會議——諮問機關としての国防會議、最終的な決定機關としての内閣との關係を見る場合に、私どもは幾つかの疑念が起つてくるのであります。

一つは、決定機關としての内閣に對し諮問機關としての国防會議の比重が小さい場合、その発言権が内閣の決定に重大な影響を与えらるゝこと、この少い場合においては、おそらく国防會議

としての本来の趣旨は、そこではきわめて弱いものとなるのが想像されます。その場合においては、私は昨年の二十二国会において国防会議法が流産したあとに、内閣に防衛関係閣僚懇談会が設けられて、必要のある諸問題についてこの懇談会が諮問に依りて懇談会をいたした事実があるのであります。今さらあらためて閣僚懇談会を法律的な基礎を持つ国防会議法に基く国防会議にこれをかえる理由はないと思ひます。そうでなくて、もし国防会議が最終的な決定機関としての内閣に対してその発言権が非常に大きな比重を持つという場合においては、また二つの疑問が起ってくるのであります。一つは、国防会議を構成する議員は、内閣法に定められたところの副総理、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官、経済企画庁長官によって構成されておられます。この中で防衛庁長官を除いてはいずれも軍事的には必ずしも専門家ではありません。防衛庁長官はこれまた個人としては軍事専門家ではありません。しかし防衛庁長官にはアシスタントとしての軍事専門家がたくさんついておられます。従つて防衛庁長官の発言がかなり強力にこの会議を左右するだろうと思ひます。のみならず、本法案の第六条によりますと、「統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる」といふ規定になっておられます。勢い国防会議において最も強い発言権を持つ者はそれらの軍事的な専門家、あるいはそれをアシスタントとする防衛庁長官の発言ではないかと想像されるのであります。そうなりますと、防衛庁長官が幾たびも述べていられる政治優

先原則というものがここで破壊される危険があると心配されるのであります。私はここで明治憲法下のあの軍と政府との關係を思い起さざるを得ないのであります。なぜかのように軍が政治を指導するようになったか。本来の規定から申すならば、決して軍が政治に干渉すべき制度ではなかつたのであります。天皇下——天皇のもとに統帥権を持つ軍の立場というものは、むしろ政治から中立の立場をとる、政治も軍には干渉しないという立場が本来の立場であつたことは、統帥権を確立した山縣有朋のこれが制定された当時の考え方によつて十分明らかであります。ところが實際軍と政府との關係をその後の過程について見ますと、いと、結局において軍が政府を指導する、政治に優先するという形をとつて参つた。制度の上ではそうなるべきではなかつたのにもかかわらず、實際問題としては軍が政治を指導するに至つた。つまり軍の専門家が政治の内部において、政府の内部において、たとへば軍部大臣等を通じてそれが大きな発言権を持つておつたといふところに起因すると思ひます。国防会議の場合についても、やはり防衛庁長官の、あるいは出席して発言することのできる統合幕僚会議議長、その他の関係者の発言が非常に大きな比重を占めるに至ることが心配されるわけでありませぬ。

それからもう一つの問題は、この国防会議が最終決定機関としての内閣に對して、その発言権が非常に強い場合において、しかも国防会議の任務として、防衛庁設置法の第四十二条に於て

先原則というものがここで破壊される危険があると心配されるのであります。私はここで明治憲法下のあの軍と政府との關係を思い起さざるを得ないのであります。なぜかのように軍が政治を指導するようになったか。本来の規定から申すならば、決して軍が政治に干渉すべき制度ではなかつたのであります。天皇下——天皇のもとに統帥権を持つ軍の立場というものは、むしろ政治から中立の立場をとる、政治も軍には干渉しないという立場が本来の立場であつたことは、統帥権を確立した山縣有朋のこれが制定された当時の考え方によつて十分明らかであります。ところが實際軍と政府との關係をその後の過程について見ますと、いと、結局において軍が政府を指導する、政治に優先するという形をとつて参つた。制度の上ではそうなるべきではなかつたのにもかかわらず、實際問題としては軍が政治を指導するに至つた。つまり軍の専門家が政治の内部において、政府の内部において、たとへば軍部大臣等を通じてそれが大きな発言権を持つておつたといふところに起因すると思ひます。国防会議の場合についても、やはり防衛庁長官の、あるいは出席して発言することのできる統合幕僚会議議長、その他の関係者の発言が非常に大きな比重を占めるに至ることが心配されるわけでありませぬ。

それからもう一つの問題は、この国防会議が最終決定機関としての内閣に對して、その発言権が非常に強い場合において、しかも国防会議の任務として、防衛庁設置法の第四十二条に於て

先原則というものがここで破壊される危険があると心配されるのであります。私はここで明治憲法下のあの軍と政府との關係を思い起さざるを得ないのであります。なぜかのように軍が政治を指導するようになったか。本来の規定から申すならば、決して軍が政治に干渉すべき制度ではなかつたのであります。天皇下——天皇のもとに統帥権を持つ軍の立場というものは、むしろ政治から中立の立場をとる、政治も軍には干渉しないという立場が本来の立場であつたことは、統帥権を確立した山縣有朋のこれが制定された当時の考え方によつて十分明らかであります。ところが實際軍と政府との關係をその後の過程について見ますと、いと、結局において軍が政府を指導する、政治に優先するという形をとつて参つた。制度の上ではそうなるべきではなかつたのにもかかわらず、實際問題としては軍が政治を指導するに至つた。つまり軍の専門家が政治の内部において、政府の内部において、たとへば軍部大臣等を通じてそれが大きな発言権を持つておつたといふところに起因すると思ひます。国防会議の場合についても、やはり防衛庁長官の、あるいは出席して発言することのできる統合幕僚会議議長、その他の関係者の発言が非常に大きな比重を占めるに至ることが心配されるわけでありませぬ。

それからもう一つの問題は、この国防会議が最終決定機関としての内閣に對して、その発言権が非常に強い場合において、しかも国防会議の任務として、防衛庁設置法の第四十二条に於て

先原則というものがここで破壊される危険があると心配されるのであります。私はここで明治憲法下のあの軍と政府との關係を思い起さざるを得ないのであります。なぜかのように軍が政治を指導するようになったか。本来の規定から申すならば、決して軍が政治に干渉すべき制度ではなかつたのであります。天皇下——天皇のもとに統帥権を持つ軍の立場というものは、むしろ政治から中立の立場をとる、政治も軍には干渉しないという立場が本来の立場であつたことは、統帥権を確立した山縣有朋のこれが制定された当時の考え方によつて十分明らかであります。ところが實際軍と政府との關係をその後の過程について見ますと、いと、結局において軍が政府を指導する、政治に優先するという形をとつて参つた。制度の上ではそうなるべきではなかつたのにもかかわらず、實際問題としては軍が政治を指導するに至つた。つまり軍の専門家が政治の内部において、政府の内部において、たとへば軍部大臣等を通じてそれが大きな発言権を持つておつたといふところに起因すると思ひます。国防会議の場合についても、やはり防衛庁長官の、あるいは出席して発言することのできる統合幕僚会議議長、その他の関係者の発言が非常に大きな比重を占めるに至ることが心配されるわけでありませぬ。

それからもう一つの問題は、この国防会議が最終決定機関としての内閣に對して、その発言権が非常に強い場合において、しかも国防会議の任務として、防衛庁設置法の第四十二条に於て

られておられるところの諸点から考えましても、おそらく国防会議の会議そのものがいわば内閣内におけるところのインナーキャビネットの性格を持つに至るのではないかとすることが心配されるのであります。インナーキャビネットの問題につきましては、学界においても相当問題の存するところであり、特に第一次大戦中にイギリスにおいてロイドジョージ内閣が、御承知のようなインナーキャビネットを戦時政策遂行のために作つたのであります。あの場合につきましてもは学者の間にも大して異論がないとは申しませんが、しかしあの場合についてもかなりの異論があり、特に一九三一年のナショナル・ガバメントの成立に際しまして、マクドナルド内閣のもとにインナーキャビネットの意見が強く盛り上つた。ところがこれに對しまして、学界も当時の労働党も——労働党は二つに割れておりましたが、労働党も反対をいたしました。ついにインナーキャビネットは實際上には作られておらなかつたのであります。

なぜインナーキャビネットが行政組織の上から問題になるか。閣内に特別な閣僚の會議を設けることが、内閣自体の政治的な意義を失わしめるというところにあつたといふことは明らかであります。従つて国防会議の構成、その任務等に關連しまして、国防会議がもしその発言権がきつめて小さいものであるならば、何も国防會議を設ける必要はない。閣僚懇談会で十分に間に合ふ。もしその発言権が非常に大きいものであるとするならば、おそらくは政治優先の原則というものを果して貫くことができるかどうかといふこと

が問題であるばかりでなく、さらにインナーキャビネットとしての性格を持つに至るであろうといふことが、第二の私の反対の論点であります。第三の論点は、防衛計画に關してであります。先ほど申しましたように警察予備隊以来、現在の自衛隊に至るまでの過程において、すでに三倍弱に増強されております。さらにこれが三十五年度の末に至りますと四倍弱に増強されるのであります。これらの計画は、一つはアメリカとの關係において、もう一つは日本の財政経済との關係において、私は非常に大きな問題点があるのではないと思ひます。まず第一のアメリカとの關係であります。警察予備隊そのものがマッカーサーの指示に基いて朝鮮戦争を契機に作られたことは明白な事實であり、その後の今日までの増強の計画、また今後の増強の計画も、これまたすべてアメリカの要請——アメリカの極東防衛の一環として日本の防衛計画を樹立するといふ点に、現在の防衛計画の増強の根拠があると言わなければなりません。のみならず政府当局においては、たとへば假想敵國等については何ら予定しているものではないといふことを述べているのであります。しかしアメリカの防衛計画は明白に假想敵國といふものを予定しております。最近のアメリカの、たとへばニューヨーク・タイムス等を見ますと、毎号ソビエトをめぐつての米英のそれぞれの国の空軍基地やあるいは海軍基地等が、ほとんど毎号地図をもつてこれを説明しながら載せております。ソビエトの空軍の計画はこゝろである、あるいは地上軍の軍隊は何個師団である、これに對抗

するアメリカ側としては、たとへば空軍は何機あるいは地上軍はどのぐらい、イギリスの場合にはどのぐらい、西ヨーロッパ全体を含めてその軍隊は何個師団という工合、毎号々々ニューヨーク・タイムスなどはこれを報道しております。すなわちアメリカの防衛計画のゲーゲンスタンブは、あくまでもソビエトといふことに向けられてい

ることは、これはもはや否定することはできないのであります。もし日本の防衛計画がアメリカの防衛計画の一環として組み入れられたものとするならば、やはり同様にそのゲーゲンスタンブはソビエトにある、あるいは共產主義陣營にある、こゝろ申しても差しつかえないと思ひます。

それからもう一つの、財政経済上の負担の問題であります。国民経済の二％が日本の自衛力の体制を整備する財政的根拠であるといふのが政府の説明であります。なるほど国民所得の二％という数は、そのパーセンテージからいふならば非常に低いかと思はれるのであります。しかし日本が二％でアメリカが一〇何％イギリスが何％であるとかいふような機械的な比較を行ふことは非常に危険であります。なぜならば、日本の財政経済はまだきわめて底が浅い。戦争が済んで十一年になリますが、しかし先ほど松浦委員の申しませぬように住宅も社会保障制度も何らまだ完備しておらぬ日本の実情であります。アメリカの場合、おそらく歳出と軍事費との比較を見ますならば、六〇％前後を占めておられるのであります。それから、その割合は非常に大きいと言わなければなりません。しかしアメリカと日本との両者の財政経済を同じ

するアメリカ側としては、たとへば空軍は何機あるいは地上軍はどのぐらい、イギリスの場合にはどのぐらい、西ヨーロッパ全体を含めてその軍隊は何個師団という工合、毎号々々ニューヨーク・タイムスなどはこれを報道しております。すなわちアメリカの防衛計画のゲーゲンスタンブは、あくまでもソビエトといふことに向けられてい

水準の上においてこれを比較すること
は間違ひであります。日本のまだ底の
浅い財政経済の上から、よしんば国力
の二割をその軍備のための負担とする
と仮定いたしました。そのことは日
本の全般的な財政経済の上に大きな影
響を与える。そのために社会保障制度
も削減せざるを得ないという結果にな
らざるを得ないのであります。従つて
この点からも、この防衛計画に對しま
しては私どもは反対せざるを得ない。

なお、この問題に關連しまして、ア
メリカの撤兵の問題であります。三十
五年度末には地上軍が十八万、その他
海上、空軍、これに見合うだけの三軍
均衡の状態が達成される、これが現
在の防衛計画の内容であります。その
ときにはアメリカの日本におけること
ろの軍隊が撤退するであらう、その可
能性が出てくるのだというのが政府の
説明であります。おそらくアメリカと
しては地上軍をできるだけ早い機会に
日本から撤退させようと考えているこ
とは、すでに一昨年のアイゼンハワー
の年頭教書以来明確になっておりま
す。しかし空軍、海軍等については、
これを撤退しようという意思を持って
おらぬこともまた明らかであります。

さらにまた地上軍の撤退に見合つて、
それぞれの地域において同数の、な
いしはそれに匹敵すべきところの軍事
力、特に地上軍を設けようというのが
アメリカの考え方でありま。それだ
からこそ西ドイツ、また日本に對し
て、それぞれの防衛計画に基いての軍
隊の整備を強要してきているものと
言わなければならぬのであります。

なお私はここで何度も繰り返すよう
であります、オーウェン・ラティモ

アが日本に對するアメリカの国防当局
の見解としてとつておるところのあの
考え方をもう一度繰り返したいと思
います。日本は極東におけるところの沈
まざる航空母艦である。日本は極東に
おいて最も進んだ軍需工業地帯であ
る。日本は九千万に近い人口を持つ、
従つてまた有力な軍隊を提供し得る國
である。この三つの観点がアメリカの
ペンタゴンの対日政策の根幹にあるの
だということを指摘いたしておりま
す。このオーウェン・ラティモアの対
日政策に對するところの指摘は、私は
きわめて適切にアメリカの日本に對す
る軍事上の観点を説明したものと申し
ても差しつかえないと思つてありま
す。

それから第四番目に、私は最近の世
界情勢から見まして、日本の自衛体制
を整備するということ、少くとも逆
行的な方向であるということ、指摘し
なければなりません。一昨年の朝鮮
の休戦、それに一昨年のインドシナ
の休戦、この二つの休戦以来、力の政策
が国際紛争を解決する手段としてもは
や破綻に類しつつあるというところは、
世界の識者の指摘するところでありま
す。特にジュネーヴの会議、ジュネーヴ
において四巨頭会議が持たれましたか
ら、いわゆるジュネーヴ精神という一
話し合いによつて問題を解決する、平
和の政策を今後の国際関係の基調にし
てよう、平和共存の外交方針を打ち立
てよう、いわゆるジュネーヴ精神が
樹立されましたから、世界の情勢は
一歩々々平和の方向に動いております。
もちろんそうかといつて局地的な紛争
が全部なくなることは想像されません。
現に中近東において、あるいはまた北

アフリカにおいて各種の問題が起つて
いることも事実であります。しかしな
がらそれらの諸問題も、たとえば国連
の事務総長が、紛争当事国間に交渉を
統けるなどの方法によりまして、熱い
戦争にこれが発展することを食い止め
ていることもまた事実だと申さなけれ
ばなりません。鳩山首相が、軍備こそ
が平和の保障である、こつちの発言を
されておられるのであります、武装平和
こそ危険なものは私はないと思いま
す。今日の世界情勢に逆行するものは
はだしいと申しても差しつかえないと
思つてあります。なおこの平和への
傾向に關連いたしまして、軍縮がこれ
また世界の大きな関心事となり、それ
への前進が看取されるのであります。

もちろんまだ軍縮は達成されておりま
せん。しかしジュネーヴ会議以後、昨
年の八月、国連において軍縮小委員会
が開かれ、それから最近に至るまで幾
たびか軍縮の小委員会が持たれ、そ
してその軍縮の小委員会において、そ
の提案であるとか、ソビエトの提案等
が行われました。ともかく軍縮に向つ
て四大国はきわめて熱意のある態度を
持つております。その上ソビエトにお
きましては、昨年は六十数萬、本年に
なりましては、つい最近百二十萬の
軍縮を行う旨を声明いたしておりま
す。これらの事情はまたひいては N A
T O の軍事政策に非常に影響を与えて
いることは、これもまた新聞の報道いた
している通りであります。N A T O は
もはや軍事的な西ヨーロッパの結合と
してではなく、これを経済的な結合と
して再編成をしなければならぬとい
うのが、N A T O 理事会の一部に明白に

最近は出てくる傾向だと申しても差
つかえないと思つてあります。
これらの事情を考へるといふと、私
は防衛計画を主として、それに伴う各
種の問題を審議すべきところのこの國
防会議を構成しようといふことは、き
わめて世界の情勢に逆行するものだ
と申しても差しつかえないと思つてあ
ります。

以上理由によりまして、私はこの
法案に反対をいたすものであります。
(拍手)

○井上清一君 私はこの議題となつ
ております国防会議の構成等に関す
る法律案につきまして、自由民主党を代
表いたしました、きわめて簡単に賛成
の意を表明いたしたいと存じます。
御承知のように、第十九国会におき
まして成立を見ました防衛庁設置法第
四十三条におきまして、国防会議のこ
とを規定し、国防会議の構成その他必
要な事項は別に法律で定むる旨を規定
いたしてあるのであります。わが国防
防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛
計画に關連いたします産業等の調整
計画の大綱、防衛出動の可否等につ
きまして、内閣総理大臣は国防会議に諮
問すべきものとし、また国防会議は、
国防に關する重要事項につきま
して、内閣総理大臣に對し意見を述べ
ることができるといたしてあるので
あります。わが國をめぐる内外の諸情
勢にかんがみ、自衛力の増強をはか
り、防衛体制を確立いたしまするがた
めに、本法案の成立はまさに喫緊の要
務であると存ぜられるのでございま
す。

きわめて簡単に理由を述べまして、
賛成といたします。(拍手)

○委員長(青木一男君) 他に御発言も
なければ、討論は尽きたものと認めて
御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(青木一男君) 御異議ないと
認めます。これより採決に入ります。
国防会議の構成等に関する法律案を
問題に供します。本案を原案通り可決
することに賛成の方の挙手を願いま
す。
〔賛成者挙手〕
○委員長(青木一男君) 挙手多数。
よつて本案は原案通り可決すべきもの
と決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内
容、議長に提出すべき報告書の作成、
その他諸般の手續につきましては、慣
例により、これを委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ございま
せんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(青木一男君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたしました。
それから報告書には多数意見者の署
名を付することになっておりますか
ら、本案を可とされた方は順次御署名
を願います。
多数意見者署名
野本 品吉 宮田 重文
小幡 治和 木島 虎藏
井上 清一 西郷吉之助
佐藤清一郎 廣瀬 久忠
豊田 雅幸 島村 軍次
木村篤太郎

○委員長(青木一男君) 次に委員変更
について御通知いたします。

○委員長(青木一男君) 他に御発言も
なければ、討論は尽きたものと認めて
御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(青木一男君) 御異議ないと
認めます。これより採決に入ります。
国防会議の構成等に関する法律案を
問題に供します。本案を原案通り可決
することに賛成の方の挙手を願いま
す。
〔賛成者挙手〕
○委員長(青木一男君) 挙手多数。
よつて本案は原案通り可決すべきもの
と決定いたしました。

本日、千葉信君が辞任されまして、その補欠に村尾重雄君が選任されました。

○委員長(青木一男君) 通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

別に御質疑もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御発言がなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めまして、これより採決に入ります。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 総員挙手、全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他諸般の手續につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

豊田 雅孝	木村篤太郎
廣瀬 久忠	小崎 治和
村尾 重雄	田畑 金光
菊川 孝夫	江田 三郎
堀 眞琴	佐藤清一郎
島村 軍次	西郷吉之助
木島 虎藏	井上 清一
野本 品吉	宮田 重文
吉田 法晴	松浦 清一

○委員長(青木一男君) 次にお諮りいたします。

五月二十五日、農林水産委員会から、農林省設置法の一部を改正する法律案について、連合審査会の開会の申し入れがありました。これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。連合審査会の日時につきましては、明日午前十時といたすことと農林水産委員長に協議いたす考えでございます。

本日は、これにて散会いたします。午後零時十五分散会

昭和三十一年六月四日印刷

昭和三十一年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局